

都市再開発法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、民間活力の活用等による都市の再開発を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、市街地再開発事業の施行者に一定の要件に該当する株式会社又は有限会社(以下「再開発会社」という。)を追加する。
- 二、高度利用地区等をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画において、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下「高度利用推進区」という。)を定め、土地の所有者等の申出に基づき、集約換地を行うことができることとする。
- 三、民間都市開発推進機構が行う土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限を平成十七年三月三十一日まで延長する。
- 四、都市開発資金の無利子貸付制度の拡充により、再開発会社による市街地再開発事業及び高度利用推進区等を活用する一定の土地区画整理事業を行う事業者の資金調達を支援する。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、民間都市開発推進機構の業務特例の延長等については、平成十四年四月一日から施行する。